令和6年度　「包括外部監査」に係る措置状況一覧（指摘）

No	表題	担当部署	措置状況		公表日
			措置済み	検討中	
11	特定目的活用支援空き家リフォーム補助金は空き家を地域交流に資する建物用途に変更し事業を行う者で、10 年以上事業を継続する者が利用できる。1 件につき上限が150 万円で工事代金の50%相当までとなっているが、令和2～ 5 年まで予算化されておらず、利用件数も0 件であり、現時点では完全に形骸化していると言わざるを得ない。 先で述べた空家等管理活用支援法人であれば、空き家活用のノウハウもあり、当該補助金の活用もできるものと考えるため、空家等管理活用支援法人制度の活用と併せて本件補助金の今後の在り方を検討すべきである。	住宅政策室		○	
12	長崎市では、空き家の不良度測定業務を外部委託しており、「長崎市空き家不良度測定業務委託仕様書」において、「業務を適正かつ円滑に行うため、発注者と受注者は常に緊密な連絡を取り、その都度、議事録を作成し、発注者の承諾を得たうえで発注者と受注者が各一部ずつ保管すること」と定めているが、議事録が作成・保存されていなかった。決定事項の共有、責任の所在の明確化、業務の優先順位の明確化などのためにも議事録は作成すべきである。 なお、当該指摘事項については、すでに令和6 年8 月5 日に資産税課に伝えており、令和6 年度からは議事録が適切に作成・保存されていることを確認している。	資産税課	○		令和7年6月30日